

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 2 月 29 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ カブシキカイシャ スイドウサービス 株式会社スイドウサービス  
 住所 536-0006 大阪市城東区野江4-1-8-402  
 代表者氏名 フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク ヤマシタ ミチオ 代表取締役 山下 道男  
 電話番号 06-6991-6767  
 FAX番号 06-6991-6768  
 メールアドレス [sds24@suido-service.com](mailto:sds24@suido-service.com)



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 15 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者	✓			

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6 年 2 月 29 日

届出者

〒536-0006

大阪市城東区野江4-1-8-402

株式会社スイドウサービス

代表取締役 山下道男

電話番号

06-6991-6767



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシカイシャスイドウサービス 株式会社スイドウサービス		
住所	〒536-0006 大阪市城東区野江4-1-8-402 電話番号 06-6991-6767		
フリガナ 代表者の名称	ダイョウトリシヤク ヤマシタ ミチオ 代表取締役 山下道男		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
代表取締役	森井雅人	山下道男	

様式第2(水道法施行規則第18条及び第34条関係)

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イから  
へまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 2 月 29 日

申 請 者

氏名又は名称 株式会社スイドウサービス

住 所 〒536-0006 大阪市城東区野江4-1-8-402

代表者氏名 代表取締役 山下道男



水道事業者 殿

## 履歴事項全部証明書

大阪市城東区野江4-1-8-402  
株式会社スイドウサービス

会社法人等番号	1200-01-160215	
商号	株式会社エスシーエス	
	株式会社スイドウサービス	平成21年 5月11日変更
		平成21年 5月14日登記
本店	大阪府守口市日吉町二丁目3番4号	
	大阪市城東区野江4-1-8-402	平成25年11月28日移転
		平成25年11月28日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成21年2月2日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道設備機器の販売・設置・工事・メンテナンス業</li> <li>2. 給排水設備工事及びその保守、メンテナンス業</li> <li>3. ユニットバス、キッチン、トイレ等の住宅設備機器の販売及び取付工事並びにメンテナンス業</li> <li>4. 住宅及び住宅設備のリフォーム業</li> <li>5. ハウスクリーニング業</li> <li>6. 上記各号に附帯関連する一切の業務</li> </ol>	
発行可能株式総数	1万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 300株	
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は承認があったものとみなす。	

役員に関する事項	取締役 <u>森 井 雅 人</u>	平成27年 7月17日就任
		平成27年 7月17日登記
		令和 5年12月19日辞任
		令和 5年12月19日登記
	取締役 山 下 道 男	令和 5年12月19日就任
		令和 5年12月19日登記
	兵庫県伊丹市山田四丁目6番32号 代表取締役 <u>森 井 雅 人</u>	平成27年 7月17日就任
		平成27年 7月17日登記
令和 5年12月19日辞任		
令和 5年12月19日登記		
大阪府東大阪市豊浦町3番3号 代表取締役 山 下 道 男	令和 5年12月19日就任	
	令和 5年12月19日登記	
登記記録に関する事項	設立	平成21年 2月 2日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 6年 2月26日  
大阪法務局守口出張所  
登記官

高 井 幸 治



定 款

株式会社 スイドウサービス

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 スイドウサービスと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 水道設備機器の販売・設置・工事・メンテナンス業
2. 給排水設備工事及びその保守、メンテナンス業
3. ユニットバス、キッチン、トイレ等の住宅設備機器の販売及び取付工事並びにメンテナンス業
4. 住宅及び住宅設備のリフォーム業
5. ハウスクリーニング業
6. 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1万株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合は承認があったものとみなす。

(基準日)

第8条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して一定の日に株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第9条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

#### (招集権者)

第10条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集する。

#### (招集通知)

第11条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することが出来る株主に対し、会日の3日前までに発する。

#### (株主総会の議長)

第12条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

2 社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

#### (株主総会の決議)

第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

#### (議事録)

第14条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果、その他会社法施行規則第72条に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名押印若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

### 第4章 取締役及び代表取締役

#### (取締役の員数)

第15条 当社の取締役は1名以上とする。

#### (取締役の資格)

第16条 取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは株主以外の者から選任することを妨げない。

#### (取締役の選任)

第17条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。



(代表取締役及び社長)

第18条 当会社が取締役1名を置くときは、その者を代表取締役社長とし、取締役2名以上を置くときは、取締役の互選によって代表取締役1名を定め、その者を社長とする。

2 社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第20条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第21条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の除斥期間)

第22条 剰余金の配当が、その支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第23条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、現行の定款に相違ありません。

令和6年2月29日

大阪府大阪市城東区野江 4-1-8-402

株式会社 スイドウサービス

代表取締役 山下 道男

